

「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」の一部改正に係る新旧対照表

(平成 27 年 3 月 31 日医政発 0 3 3 1 第 21 厚生労働省医政局長通知)

最終改正：令和 5 年 5 月 11 日医政発 0511 第 5 号

(令和 5 年 6 月 1 日より適用。下線部は改正部分。)

新	旧
<p>看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン (略)</p> <p>第 1 課程の定義等</p> <p>1 このガイドラインにおいて、看護師養成所における課程の定義は、次のとおりであること。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 「2年課程 (通信制)」とは、指定規則第 4 条第 2 項に規定する課程のうち同項第 1 号ただし書に基づき、免許を得た後 7 年以上業務に従事している准看護師を対象に、主として通信学習により 2 年以上の教育を行うものをいう。</p> <p>なお、通信学習とは、印刷教材を送付若しくは指定し、<u>又はその内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワーク (以下「インターネット等」という。)を通じて提供し、主としてこれにより学修させる授業 (以下「印刷教材による授業」という。)</u>、主として放送その他これに準ずるもの (<u>インターネット等を通じて提供する映像、音声等を含む。</u>) の視聴により学修させる授業 (以下「放送授業」という。) 等により行われるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 2～4 (略)</p> <p>第 5 教員等に関する事項</p> <p>1 専任教員及び教務主任</p>	<p>看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン (略)</p> <p>第 1 課程の定義等</p> <p>1 このガイドラインにおいて、看護師養成所における課程の定義は、次のとおりであること。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 「2年課程 (通信制)」とは、指定規則第 4 条第 2 項に規定する課程のうち同項第 1 号ただし書に基づき、免許を得た後 7 年以上業務に従事している准看護師を対象に、主として通信学習により 2 年以上の教育を行うものをいう。</p> <p>なお、通信学習とは、印刷教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業 (以下「印刷教材による授業」という。)、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業 (以下「放送授業」という。) 等により行われるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 2～4 (略)</p> <p>第 5 教員等に関する事項</p> <p>1 専任教員及び教務主任</p>

<p>(1) ~ (12) (略)</p> <p>(13) 学生の<u>生活やハラスメント等に対する相談、カウンセリング等を行う者が定められ、当該者が必要な支援を受けられる体制の確保等の工夫を講じることが望ましいこと。</u></p> <p><u>加えて、看護師等養成所内のハラスメント防止に必要な体制を整備することが望ましいこと。</u></p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第6～9 (略)</p>	<p>(1) ~ (12) (略)</p> <p>(13) 学生の<u>生活相談、カウンセリング等を行う者が定められていることが望ましいこと。また、カウンセリング等に関して当該者が支援を受けられる体制の確保等の工夫を講じることが望ましいこと。</u></p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第6～9 (略)</p>
--	---